

「オホーツクール」ロゴタイプ使用基準

1 趣 旨

この基準は、「オホーツクール」ロゴタイプの使用基準等について、必要な事項を定めます。

2 目 的

「オホーツクール」の普及により、「オホーツク」のイメージアップ・浸透、ブランド化を図り、「オホーツク」の認知度を向上させることで、「オホーツク」を冠する商品やサービスの需要増、「オホーツク」製品の付加価値向上や道外・海外への販路拡大、「オホーツク」地域への来訪や交流人口の増加など、オホーツク全体の地域活性化を目指します。

3 使用上の遵守事項

- (1) ロゴタイプの著作権、その他の権利は、オホーツクイメージ戦略推進委員会に属しますので、使用者は自己のシンボルマークや商標として使用しないでください。
- (2) ロゴタイプのデザイン、色及び縦・横の比率等については、「オホーツクール ロゴタイプ使用マニュアル」に従ってください。
- (3) ロゴタイプは、オホーツク産品であることやオホーツクイメージ戦略推進委員会の推奨品であることを示すものではありませんので、誤解を与えないようにしてください。

4 使用等の基準

次の場合は、ロゴタイプを使用することができません。

- (1) オホーツクのイメージの失墜又は品位を害すると認められる場合
- (2) 消費者の利益を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治活動（選挙運動を含む。）や宗教活動に関すると認められる場合
- (4) 法令や公序良俗に反すると認められる場合
- (5) 全各号のほか、オホーツクイメージ戦略推進委員会が適当で無いと判断した場合

5 使用の申請

「オホーツクール」ロゴタイプを使用する場合は、事前に「使用申請書（第1号様式）」に次の書類を添付して提出してください。

また、申請事項に変更があった場合も、同申請書によって速やかに変更事項を報告してください。

なお、オホーツク管内市町村及び北海道オホーツク総合振興局又はそれらが構成員となっている協議会などの団体については、申請は要しません。

- (1) 使用デザイン案
- (2) 定款、会社概要など、事業内容や活動内容がわかる資料

6 使用の許可

オホーツクイメージ戦略推進委員会事務局は、申請書を受理した場合、基準に基づいて内容を審査の上、その結果について通知します。

7 使用料

使用料は無料とします。

8 使用の責任

ロゴタイプの使用に起因する問題が生じた場合でも、オホーツクイメージ戦略推進委員会は一切の責任を負いません。

附則

この基準は、平成29年12月1日から施行する。